

保存資料

昭和三十一年十月
婦人労働資料 第五三号

東京都中央局区内代田区大手町一の七
労働省婦人少年局婦人労働課

労働基準法中女子に関連の深い条文違反 による送致事件について

— 昭和三十年における —

労働省婦人少年局

目次

一 序	一
二 送致件数	一
三 違反発見の端緒	三
四 送致事件の違反条文	三
五 送致事件処理状況	四
六 違反事例	四

労働基準法中女子に関連の深い条文違反による送致事件について

一、序

この調査は、昭和三〇年中に労働基準法違反として送致されたもののうち、女子に関連の深い条文違反による送致事件について、都道府県婦人少年室からの報告を基として集計したものである。

女子に関連の深い条文として、労働基準法第四条及び第六十一条乃至第六十八条の送致事件について報告を求めたのであるが、送致されたものは、前年と同様、女子の労働時間及び休日、深夜業、危険有害業務の就業制限、坑内労働の禁止（第六十一条乃至第六十四条）に関する違反で、第四条及び第六十五条乃至第六十八条の違反によつて送致された事件はなかつた。

なお送致事件の集計に当つては、次の様に取扱つた。

1. 女子の時間外及び、休日労働の違反については、第三十二条又は第三十五条違反として送致されたものが相当数ある見込みであるが、この調査からは除いた。
2. 第六十二条乃至第六十四条違反については、年少者に対する違反事件も含まれるが、年少者のみが被害労働者になつてゐる場合は、この調査の対象から除いた。

昭和三〇年中の女子に関連の深い条文違反による送致件数は八九件で、基準法違反として送致された総件数四二八件に対し、二〇、八%を占めてゐる。

註 昭和三〇年における労働基準法中女子に特殊な規定例又は並行規定に関する規定などについては近く刊行する予定になつてゐる同調査結果を参照されたい。

二、送致件数

送致された事業場を、都道府県別に見ると第一表のとおりで二五都道府県に及んでゐる。

第二表 都道府県別違反件数

兵庫	一〇	石川	八	愛知	八
大阪	七	京都	七	大阪	七
名古屋	五	福岡	四	長野	四
岡山	四	北海道	三	千葉	三
山口	三	群馬	二	新潟	二
山形	二	福岡	二	埼玉	二
神奈川	一	愛媛	一	奈良	一
大分	一	佐賀	一	高知	一
計	八	計	八	計	八

第二表 業種別、規模別送致件数

業種別	規模別	労働者数	一〇人未満	一〇人〜二十九人	三十人〜九十九人	一〇〇人以上	不明	計
一、製造業関係			七	一八	三五	一〇	二	七一
二、建設業関係			一	三	一	一	二	六
三、運輸関係			二	二	一	一	二	六
四、販売関係			二	一	一	一	二	六
五、接客関係			二	一	一	一	二	六
計			九	二五	四〇	一三	二	八九

三、違反発見の端緒

八九の送致事件は、定期監督により三四件、口頭申告によるもの二〇件、投書によるもの一八件、その他き、込み、風評等により発見したもの一七件となっている。

四、送致事件の違反条文

送致件数は、八九件であるが、送致されたものは一四八名である。又違反条文別では、第六十二条及び第六十二条違反がそれぞれ六四件、五六件でその大部分を占めている。

第三表 違反条文別送致件数

業種別	違反区分	送致件数	違反件数	違反件数	違反件数	違反件数	違反件数	違反件数
一、製造業関係		七二	一一一	五五	四九	一〇五	計	一〇五
二、建設業関係		六	一一	四	一	六	計	一〇五
三、運輸関係		一	一	一	一	一	計	一〇五
四、販売関係		一	一	一	一	一	計	一〇五
五、接客関係		一	一	一	一	一	計	一〇五
計		八九	一四八	六四	五六	三	計	一〇五

註 一以上の条文に違反して送致されたものがあるため、違反条文は送致件数よりかなり多くなっている。

五 送致事件処理状況

送致されたもののうち、罰金刑が九六人で最も多く、その大部分は略式命令である。罰金の額は、最低二、〇〇〇円から最高五〇、〇〇〇円であるが、一〇、〇〇〇円を料されたものが三二人、五、〇〇〇円二二人、二〇、〇〇〇円一人、三、〇〇〇円九人の順に多い。

なおこの中には、法人が処罰の対象となつたもの一二、略式命令に不服で正式裁判請求中のもの二件が含まれる。

第四表 送致事件処理状況

処理区分	件数	人員
罰金	六三	九六
公判中のもの	四	五
不起訴	八	三八
不起訴、不起訴のきまらないもの	九	一一
計	八五	一五六

六 違反事例

主要な違反事例をあげると次のとおりで多くの場合他の条文違反（例、時間外労働と罰増賃金の不払等）とあわせて送致されているが、こゝでは女子に関する違反のみをあげた。

例1 N 燃紙 第六十一条違反 岡山

被疑者Tは工場の事業主、Tは同工場の労務管理について、事実上Tと同等の権限を有するものであるが、受注の仕事の納期に間に合わせるため、法定の除外理由なく

(1) 女子労働者Yを、昭和二十九年一月二日より一八日に至る一週間に延一九時間の時間外労働をさせた外、一〇月三十一日の所定休日に労働させた。

(2) 女子労働者九名に対し昭和二十九年一月五日より二五日に至る二日間、延一二回一七四時間の時間外労働をさせた外、同年一〇月三十一日より一月二五日に至る八週間に延四九日の休日労働をさせた。

例2 S印刷 第六十一条違反 広島

被疑者Yは、過去数回に亘つて、女子及び年少者の時間外労働、休日労働、及び深夜業について違反を指摘され、請書によりこれが是正について誓約してあり乍ら、監督者の臨検に際しては、虚偽の帳簿を提出してこれを隠蔽していた。その後、夜間臨検により、

昭和三十一年四月二六日より五月二七日までの間に、一八名の女子労働者に対し一日二時間を超えて延一三三時間一五分、一週六時間を超えて延三二四時間四五分の時間外労働をさせていた。

例3 N製陶 第六十一条違反 長崎

被疑者Nは、昭和二十二年より、陶磁器の製造業を営み、常時二五名の労働者を使用しているものであるが、

昭和二十九年三月一日以降、同年二月三日に至る間、区外一二名の女子労働者に対し、延八三日に亘つて所定の休日に就労させたもの。

なお本事例は、基準法の趣旨を十分認識し乍ら、長期間に亘つて違反を繰返していたものである。

例4 N食品（株） 第六十一条、第六十二条違反 長野

被疑者Yは、果実の瓶詰詰を製造する会社の代表取締役として、労働条件の決定、その他業務の一般的指揮監督をしているものであるが、基準法違反につき、監督署よりの再三にわたる出頭要求に応ぜず、法定の除外理由がないのに

(1) 昭和二十九年八月一日から同年十二月三十一日までの間に、女子労働者三四名に対し、一日二時間を超え、一日一人平均三時間二〇分、延六八六時間の時間外労働をさせ、

(2) 昭和二十八年八月一日から女子労働者七名に対し、休日をも月二日しか与えず、又

(3) 昭和二十九年八月六日及び七日に女子労働者二名に、延九五時間の深夜業を行わせた。

例5 N繊維(株) 第六十一条、第六十二条違反 兵 庫

被疑者Iは、各種メリヤス製品の製造及び販売を業とする会社の専務取締役、被疑者Oは、同社の業務部長として、受注より出荷まで給付的責任者の地位にあるものであるが両名は共謀して、納期切迫を理由に何ら法定の除外理由がないのに

(1) 昭和二十七年一月二日より昭和三十一年一月二〇日までの間に、女子労働者一〇九名に対し延六、三三五日にわたり一日二時間を超えて一〇、二五三時間の時間外労働を、又

(2) 同期間中女子労働者一一一名に対し、延一、六一八日の休日労働を行わせた。

なお被疑者等は、昭和二十七年二月一三日の監督に際しても同様の違反事実を指摘され、是正方を指示されているにも拘らずその違反を反復継続していたものである。

例6 H製菓(株) 第六十一条、第六十二条違反 大 分

被疑者Aは、H製菓の社長、Yは同社専務取締役の職にあるもの、Aは常時勤務しないため、会社の運営は事実上Yによつて行われていたものであるが、何ら法定の除外理由なく

(1) 女子労働者二二名に対し、一日二時間を超え、一週六時間を超える時間外労働を又、二二名の女子に対し休日労働をさせた。

二 外

(2) 女子労働者、Kに対し午後一〇時より午前五時までの間に労働を行わせた。

被疑者Aは、これら違反について、その一部を承知し乍ら、違反の防止に必要な措置を講じなかつたものである。(法第百三十一条)

例7 H商会 第六十二条違反 北 海 道

被疑者Yは、K営業所の所長として、業務一切を統轄主掌し、労働者を直接指揮監督しているものであるが。

昭和三十一年一月一日から同年一月三〇日まで期間において、二十名の女子労働者(うち一名は十八才未満)に対し、一人最高一四六回、最低六回、延一、九六三回にわたり午後二〇時以降午前五時までの深夜労働を行わせた。

なお、被疑者は、過去の監督により、女子及び年少者の労働時間の違反を、指摘されており乍らは正しなかつたもの。

例8 I被服工業(株) 第六十二条違反 新 潟

被疑者A、B及びCは、それぞれ、社長、取締役、工場長として、事業の一切を掌握するものであるが、昭和二十八年九月二六日、監督官の臨検に際し、違反事実を指摘され請書により是正を確約し乍ら、

昭和二十八年一月一日より、同二十九年四月二五日までの間に、女子労働者一一一名に対し、二二回乃至四回にわたつて、各々三〇分乃至二時間、延四七時間の深夜労働を行わせていた。

例9 H織物(株) 第六十二条違反 愛 知

被疑者Iは、労働者八〇名を使用している織物会社の社長として、会社の経営及び労務管理一切の最高責任者であるが、何ら法定の除外理由がないにもかゝらず、

昭和三十一年四月二二日より同年五月二〇日までの間に、女子労働者一六名に対し、二交替制により、早番勤務の場合は、午前三時乃至四時より午後一時乃至一時半まで、後番の場合は午後

一時乃至一時半より午後一時乃至午前零時まで労働させ、一日一時間乃至二時間、延五五六時間の深夜労働を行わせた。

例10 石炭採掘 第六十三条、第六十四条違反 栃木

被疑者Kは、基準法施行以来の監督指導により女子を坑内で使用してはならないことを知りながら、昭和二十七年四月一七日の臨検以来、四回にわたつて違反を指摘されそれぞれ請書又は誓約書をもつて、女子の坑内使用を行わない旨誓約したのであるが

(1) 昭和三十一年一月一八日には、落盤事故により、女子労働者二名を負傷させ

(2) 同年一月五日から一八日まで坑内採石場（崩壊の危険ある深さ五米以上の地穴）において、Y外

四名の女子を労働させたもの。

例11 日炭鉱（株） 第六十四条違反 福島

被疑者Mは、鉱業所副所長として労働者の作業の監督、雇入れ、解雇について権限を有し、被疑者Tは、現場係として、石炭採掘のため直接労働者を指揮監督し、被疑者Kは、坑内において、後山の作業を指揮監督するものであるが

昭和三十一年四月八日、女子労働者Sを後山として、坑内で労働させ、同日午後三時三〇分頃落盤により死亡せしめるに至つた。

例12 S鉱業（株） 第六十四条違反 福岡

被疑者Aは、石炭採掘を営む会社の社長、被疑者Bは、取締役として炭坑現場を担当し、被疑者Yは、坑内主任として労働者の就業について指揮監督する地位にあり、被疑者Oは坑内係として、Yの指揮下にあるが、何ら法定の除外理由がなく、

(1) 被疑者Bは自ら直轄している坑下五尺坑において、女子労働者Kを昭和二十九年一月中旬六日間、一月中旬中に七日間坑内で労働させ、

(2) 被疑者O及びYは共謀のうえ八尺坑において、三名の女子労働者に対し、一〇月中旬頃から

一二月三十一日までの約五一日間坑内で労働に従事させ、被疑者Aは、最高責任者でありながら基準法違反防止のため必要な措置を講じなかつたものである。

昭和三十一年九月三十日印刷
昭和三十一年十月一日発行

発行者 労働省婦人少年局
印刷所 有限会社 工 文 社

東京都中央区日本橋本町二ノ一
電話 (24) 六〇八八